

平成二十三年三月定例会 建設企業委員会委員長報告

二十七番 小林 義和でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、建設企業委員会に付託されました諸議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております建設企業委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第四号 平成二十三年度長野市一般会計予算のうち、歳出、第八款土木費、第一項土木管理費について申し上げます。

市では現在、戸隠、鬼無里、信州新町の各支所管内で地籍調査事業を進めておりますが、平成二十三年度予算では、年間〇・一四平方キロメートルの実施にとどまるところであります。また、未登記市道を解消するため、GIS 地理情報システム等を活用し、年間四百件程度の登記をしておりますが、現在も相当数の未登記箇所があることでもあります。

これらはいずれも年数がたつと相続関係が複雑になることから、ますます処理が難しくなりますので、市道や民有地を含め土地利用が制限されてまいります。

また、包括外部監査人から本市の公有財産の低未利用財産の管理について、指摘を受けております。

そこで、庁内関係各課との連携を図りながら、適切な予算措置及び職員配置を行い、計画的かつ早期の事業推進に努めるよう要望いたしました。

続いて、第四項都市計画費について二点申し上げます。

一点目は、緑育の推進についてであります。

長野市緑を豊かにする計画では、緑の将来像「心かよう美しい緑のまちながの」の実現を目指し、三つの基本方針である「緑の創出、緑の保全、緑育の推進」を定めております。緑育の推進は、緑を育てるという共通の取組を通じて市民相互のつながりが生まれ、花や緑を大切にす文化や人間性をはぐくむことを目指しており、本計画の中でも最も重要なものと位置付けられております。

この取組は、平成二十三年度早々に設立が予定される「(仮称)ながの緑育協会」が中心となって行うことですが、この活動が早期に市全体に広がるよう、同協会への支援を積極的に行っていくよう要望いたしました。

二点目は、新田町交差点付近のにぎわい創出についてであります。

平成十九年七月臨時会において、NTT東日本がもんぜんぶら座に、五百人程度の社員が勤務するコールセンターを開設できるよう必要な改修工費を支出するため、

補正予算が可決されました。当時は、四百人規模の新規雇用が見込まれることから、周辺商店街への波及効果が大きいに期待されました。

しかしながら、本年二月末現在の雇用者数が三百三十人とのことで雇用者数が当初の約束を下回っており、周辺商店街への波及効果が十分に得られているとはいえない状況にあります。長引く不況下において、同社も厳しい経営を強いられていることは推察いたしますが、更なる新規雇用について、今後も粘り強く働き掛けていくよう要望いたしました。

続いて、第五項土地区画整理費について二点申し上げます。

一点目は、長野駅周辺第二土地区画整理事業についてであります。

本事業は、平成五年九月の事業開始以来十九年目を迎えました。この間、集団移転整備の手法を取り入れるなど効率的な事業推進により、本年二月末現在における仮換地指定率が七十七・八パーセント、建物移転率が六十七・八パーセントとなるなど、ほぼ順調に進展している状況であります。

事業が長期化する中で、権利者の皆さんから一日も早い事業完了を望まれていることを受け、今後市では、建築物などの移転に当たり長年交渉してもテールについていただけず、整備計画や他の権利者の土地利用に多大な影響が及ぶケースについては土地区画整理法に基づき施行者である市が移転などを行う、直接施行のための手続きを進めるとのことです。これは、市ではこれまでも粘り強く協議による移転を目指してきたことから、やむを得ない措置であると考え次第でありますので、今後も着実な整備計画の推進をよう要望いたしました。

また、さきの定例会でも申し上げましたが、本事業は、既成市街地内の区画整理のため、権利者の生活を確保しながら進めなければならないことから、権利者には数年前から移転計画を説明し、同意を得ながら進めております。しかし、権利者の中には、長期にわたり従前居住者用住宅等での生活を余儀なくされている方もおりますので、移転計画の着実な推進に対し更なる努力を要望いたしました。同時に、事業の着実な推進には確実な財源が不可欠でありますので、国の動向を注視しながら、今後も事業費の安定確保に努めるよう併せて要望いたしました。

二点目は、権堂地区の再生計画についてであります。

権堂地区は、近年、空き店舗や低未利用地が増加するなど、活性化がまちづくりの課題となっております。市では権堂地区の再生を、権堂地区にとどまらない中心市街地全体の活性化につなげたいと考え、権堂地区の再生拠点の一つで、既に準備組合が設立されている権堂B1地区の市街地再開発事業を支援しております。

本委員会において、このたび初めて市から、当該事業の事業費の算定に当たっては、再開発の内容が未確定のため、これまで行われた再開発の実績を基に、建物規模を法定容積率の約七割、約一万六千平方メートルと想定し、事業計画策定等に必要な額及び補助金額を算出しており、また、事業計画及び今年度の執行については、権堂地区

再生計画の策定状況と整合を図りながら本年六月までに素々案を策定し、諸手続きを経て九月の都市計画決定後に執行する予定との説明がありました。

しかしながら、現在のプロセスでは権堂地区全体の将来を見通した十分な再生計画の策定には性急過ぎ、広く市民の合意を得られるかが懸念されるところであります。

そこで、さきの定例会でも申し上げましたが、権堂地区再生計画の策定や再開発事業の推進に当たっては、中心市街地活性化協議会などだけでなく地域の皆さんや住民自治協議会等の意見も幅広く取り入れ、地元権堂地区の商業者と一般市民及び地域住民とが連携した住民参加によるまちづくりの推進を強く要望いたしました。

続いて、第六項住宅費について申し上げます。

長野市第二次住宅マスタープランは、平成十八年度から二十八年程度までの本市の住宅・住環境整備に関する基本方針であります。このたび、合併による市域の拡大や国の住宅施策の変更により見直しを図るものであります。

市では、現在計画案の取りまとめに入っており、住宅対策審議会の答申を得て、本年十月には公表することとあります。

本市の市営住宅は、昭和三十年代の木造住宅や昭和四十年代の高度成長期に建設された簡易耐火構造の住宅が耐用年数を迎えておりますので、早期の対策が必要であると考えます。

そこで、適正な住宅戸数の需要予測を行うとともに、中心市街地活性化、高齢者向けの住宅制度など、国の住宅政策などの変化、公共交通活性化などの政策を総合的に勘案し、建て替え及び維持、修繕等の活用計画を策定し、住環境の改善を図っていくよう要望いたしました。

次に、上下水道局の所管事項について二点申し上げます。

一点目は、下水道使用料の賦課漏れについてであります。

現在、調査を継続中とのことですが、下水道使用料の賦課漏れについて本委員会において改めて説明がありました。その状況は、賦課漏れ件数については一般家庭百八十六件、事業所等五十一件の合わせて二百三十七件であります。賦課漏れの原因については、料金システムへの入力漏れ等の事務処理誤りによるもの、複数のメーターがあるにもかかわらず一個のメーター番号しか記載がないなど申請書の不備によるもの、局内担当部署間での事務引継ぎが的確に行われなかったもの、下水道加入済み建物の増改築等により給水メーターが増加したにもかかわらず把握が漏れたものなど、主に職員の不注意や管理体制の不備から生じたものであり、その責任は重大であります。

本件は、市民負担の公平性や下水道事業経営の観点から極めて重大な問題でありますので、早期の全容解明に最大限努力するとともに再発防止策を早期に確立し、信頼の回復に努めていくよう併せて要望いたしました。なお、下水道使用料賦課漏れの調査結果及び対応については、本年六月に公表するとしておりますが、検討経過の報告

についても適宜議会に行うよう、併せて要望いたしました。

二点目は、長野市下水道十年ビジョンについてであります。

近年、環境保全意識の高まり、環境への負荷を少なくする循環型社会への転換、人口減少・少子高齢化社会の進展並びに一層厳しさを増す経営状況など、下水道事業を取り巻く社会環境は大きく変化しております。

このような中、市では下水道事業を適切に行っていくため、このたび平成二十三年度から十年間にわたる施策推進や運営に関する方向性を示す「長野市下水道十年ビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、本市の下水道の将来像として「暮らすと水環境を向上させる長野市の下水道」を掲げ、基本施策として定めた「普及促進」「安全・安心」「環境保全」「施設再生」及び「経営・管理」の五項目の実現に向け全力で取り組むとのことであり
ます。

下水道事業は市民要望の高い事業でありますので、今後も、平成二十九年度末の全戸水洗化を目指し、着実な事業推進を図るよう要望いたしました。

最後に、各部局に共通して申し上げます。去る三月十一日、三陸沖を震源とした東北地方太平洋沖地震が発生いたしました。国内観測史上最大となるマグニチュード九・〇、最大震度七を記録する未曾有の大地震であり、太平洋側の広い範囲で発生した巨大な津波、さらには福島第一原子力発電所の危機的な状況とあいまって、甚大な被害をもたらしました。現在も余震活動が活発な状態であり、予断を許さない状況が続いております。

また、翌十二日の未明には、県内の栄村で震度六強を記録する強い地震があり、甚大な被害が発生いたしました。幸い本市では、軽傷者一名のほかには目立った被害はありませんでした。これら一連の震災に際し亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被害を受けられた方々に対し心からお見舞いを申し上げ、国を挙げての一日も早い復興を願うものであります。

現在、本委員会所管の部局では、その専門性や技術力を生かして被災地への給水活動等の支援を行い、さらには被災された方々の受入れなどを行っておりますが、今後も庁内関係各課と連携を図りながら、できる限りの支援を積極的に行っていくよう強く要望いたしました。

以上で報告を終わります。